

建設現場における「快適トイレ」設置試行要領

1 目的

佐賀県は、建設現場を男女ともに働きやすくするために、環境整備を進めている。

また、職場環境の改善を図ることが、女性のさらなる活躍や新たな入職者の増加につながるなど、担い手の確保に寄与すると考えている。

このため職場の環境改善の一環として、建設現場において男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下「快適トイレ」という）の設置を本要領により試行する。

2 試行対象工事

当面の間、県土整備部、地域交流部及び農林水産部関係機関で発注する工事とする。

3 快適トイレの仕様

快適トイレには以下の仕様があるが、本要領でいう「快適トイレ」は、このうち「（１）快適トイレに求める標準仕様」「（２）快適トイレとして活用するために備える付属品」を全て満たすものとする。

なお、女性が現場で働く場合は、男女別に設置するものとする。

（１）快適トイレに求める標準仕様【必ず実施】

- ① 洋式便座
- ② 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ③ 臭い逆流防止機能
- ④ 容易に開かない施錠機能
- ⑤ 照明設備
- ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重 5 kg 以上）

（２）快適トイレとして活用するために備える付属品【必ず実施】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨ サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- ⑩ 鏡と手洗い器
- ⑪ 便座除菌シート等の衛生用品

（３）推奨する仕様、付属品【より快適となるもので実施は任意】

- ⑫ 室内寸法900×900mm 以上（面積ではない）
- ⑬ 擬音装置（機能を含む）
- ⑭ 着替え台
- ⑮ 臭気対策機能の多重化
- ⑯ 室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）

4 試行の流れ

【発注時】

(1) 発注者は、特記仕様書に快適トイレ設置試行対象工事であることを明示する。

【試行工事の契約後から竣工まで】

(2) 受注者は、施工計画書作成前に、快適トイレ設置希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。

設置しない場合は、本試行要領によらず施工するものとする。

(3) 受注者は、快適トイレを設置する旨を施工計画書に記載し、監督員へ提出するものとする。また、様式1「快適トイレチェックシート」に必要事項を記入し、パンフレット等の資料とともに、監督員に工事打合せ簿にて提出するものとする。

(4) 監督員は、設置された快適トイレを現場（やむをえない場合は机上）にて「快適トイレチェックシート」によりチェックを行う。

(5) 受注者は、快適トイレに要した費用が確定したら、速やかに見積りを監督員に提出するものとする。

(6) 監督員は、提出された見積りをもとに、快適トイレの費用を、変更設計書に計上する。（積算方法は別添1「快適トイレ積算参考資料」による）

(7) 監督員は、「快適トイレチェックシート」を工事打合せ簿綴りに保管する。

5 費用の計上

(1) 快適トイレの設置は受注者希望型であるため、費用確定後変更設計にて計上する。

(2) 受注者から提出された見積りをもとに、通常トイレとの差額を営繕費に計上する。

(3) 積算の方法については、別添1「快適トイレ積算参考資料」によるものとする。

附則（H29.3.31建設技第2248号）

この要領は、平成29年4月10日以降に公告する工事から適用する。

附則（H30.7.26建設技第783号）

この要領は、平成30年7月30日以降に公告する工事から適用する。

附則（R2.7.6建設技第482号）

この要領は、令和2年7月30日以降に公告する工事から適用する。

附則（R3.9.24建設技第2133号）

この要領は、令和3年10月30日以降に公告する工事から適用する。

附則（R8.6.29建設技第981号）

この要領は、令和8年7月30日以降に公告する工事から適用する。